

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 9 月 5 日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 半谷 敬幸

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道 4 5 2 号 美瑛町 五稜道路事業実施計画検討業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、一般国道 4 5 2 号美瑛町五稜道路事業において円滑な事業実施に向け、供用を優先した工程計画等を行う事業計画検討、道路事業再評価の基礎資料として事業費管理資料作成、関係機関協議資料作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- | | |
|--------------|----|
| ア 計画準備 | 一式 |
| イ 事業計画検討 | 一式 |
| ウ 事業費管理資料作成 | 一式 |
| エ 関係機関協議資料作成 | 一式 |
| オ 報告書作成 | 一式 |

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続にかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領 (昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明

書参照)

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
 - (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
 - (3) 当該業務の実施体制
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
 - (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
 - (3) 評価テーマに対する技術提案
技術提案の的確性及び実現性
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

5 手続等

- (1) 担当部局
〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
北海道開発局旭川開発建設部契約課 上席専門官
電話 0166-32-2908
- (2) 説明書の交付期間及び交付方法
令和7年9月5日から令和7年10月27日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法
令和7年9月5日9時00分から令和7年9月16日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5（1）に同じ。
- (4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法
令和7年10月14日9時00分から令和7年10月27日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により

持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記５（１）に同じ。

６ その他

- （１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２） 契約書作成の要否 要。
- （３） 関連情報を入手するための照会窓口 上記５（１）に同じ。
- （４） 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （５） 上記２（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記５（３）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。
- （６） 技術提案書に関するヒアリングを行わない。
- （７） 詳細は説明書による。